

分析は今後のことである。

おそらくまだ何度かの総部採訪が必要であり、そのうえでの文献資料の整理分析をおこなわなければならないであろう。何とか今年度中に調査をまとめてゆく大体の方向に目をつけたいものだと考えている。

(「ノート」その一)

戦時労働力政策の二、三の問題

佐々木 享

はじめに

日中戦争期以後の戦時労働力政策については、加藤佑治氏の一逞の労作、ことに『社会科学年報』第3号(1969年3月)に寄せられた論稿によってその全貌が明らかされてきた。戦後段階とりわけ1960年代以降の労働力政策の展開過程に関心を持つ場合、日本資本主義の労働力政策の基底にたちかえって考察することが要請されるので、この問題を解明しようとしている加藤氏の労作はとりわけ重要な問題分析の視角を提供しているといえる。

加藤氏の論稿をみて感じることの一つは、恐らくは従来の研究状況の弱さの反映なのであろうが、小学校(当時は国民学校)修了または卒業者の労働力化への統制策についての言及が充分でないことである。たとえば同氏は1941年12月の労務調整令を「労働力移動の抑制策」の徹底という観点から把握している(前掲書、52ページ以下)。しかし、同令は国民学校初等科・高等科の修了生の雇傭が国民職業指導所を通じてのみ行われるべきことを規定して(第6条)のであるから、これはたんに労働力移動の抑制という観点だけでなく(これを否定するのではないが)、若年学卒者の労働力化の統轄という観点から把握すべきもののように思われるのである。このほか加藤氏の論稿をみて気づいた二、三の点について若干の私見をつけ加えておきたい。

I

小学校の教科または教科外の活動として「職業指導」を行なうべきだという運動は1910年代後半からはじまっている⁽¹⁾が、この運動は容易に普及しなかった。ようやく都会地の高等小学校に行きわたるのが1920年後半から30年代へかけてのことである⁽²⁾この「職業指導」の内容としては生徒に対する職業情報の提供、職業に関する陶冶、職業紹介(あっせん)、就職

後の補導など広範多岐なものが含まれるが、ここでとくに問題となるのは、学校＝教師の行なう職業紹介（あっせん）である。今日知られている限りでは、1920年代前半までは、学校が卒業生の職業紹介（あっせん）を行なうことはまづなかったと考えてよい。（ただし、大学高専は別である。³⁾）小学校卒業生の就職は基本的には企業とくにその募集人の活動と、子ども・親の必要とその判断にゆだねられていたのである。

昭和初年になると事情は少しづつ変わってくる。不況＝生徒たちの就職難の徐化という事態に直面して、文部省は1927年11月に「学校卒業後ノ進路ニ関シ青少年ヲシテ其ノ性能ノ適スル所ニ向ハシムルハ時勢ノ進歩ト社会ノ推移トニ照シ洵ニ喫緊ノ要務ニ属ス」という訓令を出した。これが契機となって現場教師を含む教育関係者のあいだに生徒の就職問題に関する関心が少しづつ高まってきた。それにしてもこの時期には、大勢としては職業指導に熱心ではなくまして就職あっせんには関与しないというのが実情であり、⁴⁾職業指導に熱心な人のあいだで、就職あっせんそのものは職業紹介施設にまかせるべきであり学校の近傍にそれがないという事情のもとでのみやむなく学校自身があっせんの労をとるべきだと考えられていた。⁵⁾

1930年後半になっても、職業紹介法改正（1938年）以前には、学校が就職あっせんをしたのは全体としては例外に属すると考えられる。この時期の実情を解明する際にわれわれを当惑させるのは、学校で「職業指導」が行なわれているという場合、その「職業指導」のなかに職業紹介（あっせん）が含まれているのかがはっきりしないことである。たとえば雑誌『教育』1938年12月号は職業指導の特集をしているが、ここに収録された6校の職業指導に関する記述をみても、これらの学校で学校自体が就職あっせんをしていたことの判明するのは4校だけである。⁶⁾

他方、職業紹介事業の推移をみても、若年学卒者の紹介が特別に扱われることは少なかったといわなければならない。1920年、大阪市に少年職業相談所の設立されたことがこの分野での嚆矢とされているが、1921年に制定されたわが国はじめての職業紹介法においても学卒者の職業紹介については何らの規定をしていない。⁷⁾1925年7月社会局第二部長・普通学務局長名で「小学校卒業後直ニ就職セントスル者ニ対シテハ、各自ノ性質及ビ能力ニ付最モ精通スル小学校ト、職業ノ状況ニ通ズル紹介所ト、相互連絡ヲ保チ提携協力シ」て行なうべきだとした通牒がこの分野での施策のはじまりではないかと考えられる。しかし、公営職業紹介施設は原則として市町村立とされ（府県立は例外）その数も限られたものであったから、小学校と職業紹介所との提携はいうべくして行い得ないものであった。

昭和期に入り相つぐ恐慌の進展に伴う失業者の大量発生という事態に直面して、内務省が

1930年に「職業紹介機関の普及充実」を訓令したので、この頃から全国各地に公営職業紹介所が設置されるようになりその数が急激に増加しはじめる。このような基礎があつてはじめて、職業紹介機関と小学校との連携を保つてという1935年（『少年職業紹介並び職業指導ニ関スル件』）1937年（『小学校卒業児童ニ対スル就職指導ニ関スル件』）の再度にわたる内務・文部共同通牒も少しづつ実効をあげるようになってきたのであるが、小学校卒業後直ちに就職する者のうち職業紹介所のあつせんによるものは依然としてごく少数にすぎないという実情は否めないものであつた。

II

1938年になると上述の事情は急転する。職業紹介法が「労務ノ適正ナル配置ヲ図ル」（第1条）企図のもとに抜本的に改正され、これにより従来市町村立とされていた職業紹介所は国営となりその事業は全面的に政府の管掌するところとなった（6月、職業紹介所官制公布）。これ以後の職業紹介機構の推移についていえば、職業紹介所は1941年に国民職業指導所となり、さらに1944年には国民勤労働員署となり、「紹介」→「指導」→「動員」の名称の推移が示すように、国家総動員法に基づく労務統制関係の諸勅令の施行とあひまわつて労働力政策を遂行する中核機構となった。

職業紹介法は小学校卒業者の就職について特別の規定をしなかつたが、これに関する職業紹介所の役割は国家総動員法の方から規定されてきた。すなわち、学校卒業者の就職に関しては、1938年8月には学校卒業者使用制限令が出されて、理工系学生の軍需産業への就職が奨励されるとともに不要不急の平和産業への就職が厳しく制限され、ついで1940年2月には青少年雇入制限令により新規学卒者をふくむ12才以上30才未満の男子、12才以上20才未満の女子の就職し得る産業が厳しく制限されることになった。これらの施策実施過程を通して（文部省からは1940年7月に「中等学校卒業生ノ職業指導並職業紹介ニ関スル件」、1941年9月に「国民学校修了者ノ職業指導ニ関スル件」と相ついで通牒が出された）、新規学卒者の就職は職業紹介所を通して行ふべきものとされ、ついで1941年12月の労務調整令（第6条）によってこれがいっそう徹底されることになったのである。

学校教育の面からみれば、1938年以降は、それが教育活動の一環であるのか否かを問われることなく、職業紹介所と協力して就職あつせんをすることは当然の業務の一つとされるに至つた。こうなつてくると、当時進歩的と目されていた民間教育研究運動に参加していた教師たちのなかから、すすんで職業紹介所に転職したり⁽⁸⁾、徒弟学校を組織して熟練工養成に協力したり⁽⁹⁾ するなど、⁽¹⁰⁾すすんでこの職業紹介のしごとに入っていく者が現われてきたことも注目すべ

きであろう。1940年代ことに太平洋戦争が激しくなり労働力が極度に逼迫してきた段階になると、労務動員計画のなかでも小学校卒業者の動員は極めて重要な位置を占めるものとされるようになる。たとえば1939年度労務動員計画による給源順位は、(1) 新規小学校卒業生、(2) 物資動員計画に因り生ずる離職者、(3) 農業従事者、(4) 労務節減可能なる業務の従事者、(5) 移入半島労働者があげられ、1940年度にも第1位にランクされていた。⁽¹¹⁾ こうして学校にたいしては「紹介ニ当リテハ各求人毎ニ供出割当数ノ完全充足ヲ期スルコトヲ第一義トシ、職業相談ノ結果ニ依ル知能及身体状況並ニ家庭ノ事情等ヲ考慮シ供出割当数ノ範囲内ニ於テ適材ヲ適所ニ斡旋スル様務ムルコト」⁽¹²⁾ が職業紹介の基本方針とされるようになる。学校の行なう（といっても「職業相談ハ国民学校ト協力シ国民職業指導所保官出張シテ行フコト」となっていた⁽¹²⁾）職業紹介が労働力の供出割当に対する供出業務に過ぎなくなってくると、身体検査・知能検査・適性検査・家庭事情調査等々をもとにした職業指導などということはほとんどその意味をもたなくなってしまうように思われる。⁽¹³⁾

こうして、たとえば1943年度の労務動員実績によると全動員数356万9千人に対し、国民学校修了者は41万2千人（11.5%）、中等学校卒業者は12万6千人（3.6%）、合わせて53万8千人（15.1%）を占めていた。⁽¹⁴⁾ 心身ともに柔軟でその多くは健康で良質の労働力であるという点からみて、この数字を過少評価することはできないのである。しかし、小学校・中等学校卒業者をねこそぎ労務動員することはできなかった。上級学校進学者が除外されていたことは別にしても、大戦末期の1945年3月の閣議決定『決勝勤労動員実施ニ関スル件』にあるように、一般的に「農林水産業ニ従事スル者ハ要員以外ノ者ト雖モ今後原則トシテ之ヲ勤勞常時トシテ他部門ヘハ動員セザルコト」とされ、「国民学校及中等学校卒業生ニシテ農家ノ子弟タルモノハ原則トシテ之ヲ農業ニ配置セシムル」こととされていたからである。加藤佑治氏も指摘するように（前掲書46～51ページ）半封建的土地所有が労働力動員の重大なネックとなっていたのであり、産業への「供出割当」を受ける国民勤労動員署や学校は農業・産業の両面からの要請に苦慮しなければならなかったのである。

他方、このような状況のもとで学校での「職業指導」は正規の教育活動として位置づけられることになった。すなわち1942年11月の文部次官通牒「国民学校ニ於ケル職業指導ニ関スル件」により、「職業指導ハ各教科ノ授業並ニ日常生活ノ実践ニ於テ」行方がとくに「初等科第六学年ニ於テハ教科外ノ時間ヲモ使用シテ之ヲ行ヒ高等科ニ於テハ—— 毎週凡ソ一時間ヲ之ニ充ツルコト」とされた。こうして「職業指導」はわが国学校教育史上はじめて制度としてその地位を占めるに至ったのであるが、さらにすすんで国民学校高等科については1944年度

から「職業指導」の教科書が使用されるに至った。その教科書の内容は、戦時勞務事情を解説し「供出割当」に応ずる心の準備をなさしめるためのものでしかなかった。こうして、その運動の発端からさまざまな理念をもって主張された「職業指導」は、その理念が破綻しその中枢たる「適性検査」による適職配置なるものが形骸化しつつあるときになって、勞働力政策の一役をになうかたちで制度化されたのである。これに対して、文部省が「職業指導」に関して出した一連の通牒には少年達を全く人的資源としてしか扱おうとしない気運が強く「しばしば非教育的な就職指導が行なわれる実情に対するひそかな抵抗と教育擁護の精神が含まれていた」という見解もある。⁽¹⁵⁾ 戦後段階における今日にも、学校における職業指導（10年程前から進路指導と呼ばれるようになっていく）の強化という政策に対し、このなかに教育的意義を認めようとする風潮があるのでこの見解は検討しておくなくてはならない。

もしあの大战下に「職業指導」の名において（あるいはその名目のいかに拘らず）、少年兵や満蒙開拓義勇軍などにすすんで志願しようとする子どもや親に、人民にとって無意味な戦争に協力することの空しさをさとし、この困難な状況のもとで人間らしく生きていくみちを説くという指導⁽¹⁶⁾がなされ、軍需生産の必要からきめられてくる供出割当に協力するのではなく、目前の生徒の実情とその将来心かけて平和を展望しうるような進路を見極めようとする努力がなされるとするならば、たしかに、この時期の「職業指導」の中に抵抗の意味を見出すこともできようが、政策としての「職業指導」の強化がそのようなものでなかったことは確かである。

こうして学校職業指導は、勞働力政策の一環として位置づけられることによって、学校教育のなかに制度化された。このことは、勞働力政策研究の観点から明確にされなければならないと同時に、学校教育そのものが勞働力政策にどうかかわりあうのかという問題についていっそうの研究課題を提起するのである。

× × × ×

加藤佑治氏の前記論稿のなかに、氏の論旨の大筋に影響するという程のものではないであろうが、気にかかる問題がもう一つある。それは、^①氏が風早八十二の指摘を引例しながら、日中戦争期に熟練労働者の不足といわれていたその内実は「平準的機械労働者」「平職工」の不足であったとしながら（23ページ）、同時に「熟練工・技術者の<不足>感には深刻なものがあつた」のだともいわれており、論旨が分明でないこと、および^②だからこそ「国家総動員法にもとづく勞働力政策が最初に具体化せられたのが、1938年8月の学校卒業生使用制限令にもとづいて工科系学校卒業生を軍需工業に確保する政策であった」のだとして（28ページ）、工場事業場技能者養成令などの施策の意義に言及しておられないことなどである。

1937年から1938年にかけて論壇をにぎわした熟練工養成問題では、深刻に不足しているのは専門工か単能工か多能工かというような多彩な意見がみられるが、これは広崎真入郎もいうように、「多能工派であれ、専門工派であれ、決して他が不必要であることは考へてゐない」といってよいものであった。⁽¹⁷⁾ いまこの点に深く立ち入る余裕はないが、当時は、「平準的機械労働者」も、養成するのに何年もかかる熟練工も、技術学的知識を要求される技術員もともに不足していたのだというべきであろう。したがって、これに対応する施策もまた多面的であった。東京府立機械工養成所などに典型的にみられ、職業紹介法によって職業紹介所に付設されることになった職業補導施設は、数ヶ月という短期間で「平準的機械労働者」を養成しようとするものであった。1939年3月の学校技能者養成令は、大学・高専・実業学校等から供給される技術者・下級技術員を確保するための施策であった（具体的には工専・工業学校の新設、商業科の工業科への転換が行なわれた）。そして熟練工を養成するためには工場事業場技能者養成令が出されたのである。この最後のものは、一定数（たとえば200人）以上の従業員をもつ特定業種（軍需関連産業）の事業主に対して、一定数の熟練工を修業年限3年間で養成すべきことを義務づけたものであった。もちろん3年間の養成訓練だけで熟練工ができ上るわけではないが、ここでは明らかに熟練工の卵が養成されていた。戦後の今日にみられる中卒後3年間の定型的職業訓練の最初の形態を規定したも⁽¹⁸⁾として、この工場事業場技能者養成令のもつ意義は軽視できない。またこれによって1943年までに19万9千人の修了生を出したといわれる。⁽¹⁹⁾ 戦後になって、政府が職業訓練に積極化しはじめた指標とされる職業訓練法が制定（1958年）された翌1959年度から1968年までの10年間に養成された事業内認定職業訓練生（修業年限3年）の累計は11万人に過ぎない。⁽¹⁹⁾ その実態が充分明らかでないとはいえ、5年たらずの期間で倍近くの修了生を出したという点からみても工場事業場技能者養成令の意義は軽視されてはならないだろう。日本の産業資本は、結局のところ「熟練労働力の企業内での養成という形態にのみ依存して」きたが、戦時国家独占資本主義のもとでもこの方式は揚棄されることなく、むしろこれを強行することによって「不足」という事態をカバーしようとはかったのである。ただしこの技能者養成も1943年11月には「戦時特例」によって業種毎に養成期間の短縮（1か年）または廃止となり、1944年度以降は訓練は事実上行なわれなくなったとみられる。

×

×

×

加藤氏の論稿では、第二次大戦下に行われた植民地労働力の導入を氏のいう「全般的労働義務制」を補強するものとしてとらえられている（前掲書、125ページ以下）。このこと自体に

異を唱えるものではない。これに関連して、たまたま引例されているいくつか表(前掲書, 87, 131, 132ページ)に「俘虜」のことがみえている。その数は決して多くはなかったが、俘虜労働には特殊な問題も含まれていると思われるので若干付言しておきたい。加藤氏も引例している資料にみられる「俘虜」というのは、日本帝国主義が宣戦布告した相手国の俘虜のみをさしている。植民地たる朝鮮人は勿論、交戦国であった中国人民も日本は中国には宣戦布告しなかったという理由で俘虜とはされていない。したがって、諸々の資料にみられる俘虜は、いわゆる白人俘虜に限られている。中国は事実上日本帝国主義に対する最も長期のしかも徹底した交戦国であったのだから、中国人が「俘虜」として本来受けるべき国際法上の保護を受けなかった事実は明らかにされなくてはならない。⁽²⁰⁾ 国際法によって、一定の条件のもとで俘虜を使役することは認められているが(日本は俘虜待遇条約を批准してはいなかったが、米英等との開戦直後、相互にこれを準用することを約している)、わが日本では、第一次世界大戦までは俘虜を使役することはほとんどなかった。第二次大戦に至ってはじめて俘虜の使役が行なわれるようになったのだとみられるのである。俘虜使役については、関係資料の多くが意図的に徹底的に焼却されているのでその実態の解明は困難を極めるのだが、今後の研究を期待して一言しておくことにした。

- (1) 増田幸一「職業指導運動史」, 『教育文化史大系』第1巻, 227ページ(1953年)。
- (2) 清原道寿「日本における学校職業指導の歴史」, 『産業技術教育講座』第5巻, 203ページ(1958年)。
- (3) 尾崎盛光『日本就職史』128, 163ページ(1967年)。
- (4) 岩手県一関国民教育研究会編『教師の戦争体験の記録』96ページ(1969年)。
- (5) 安田保『実際の職業指導法』339ページ(1931年)。
- (6) その反面, 高等小学校の一部には就職の世話をすることが職業指導だという考えや実情が生れていたことも否めない。たとえば, 原泉「生活指導と職業指導」, 『生活学校』1937年6月号。
- (7) 職業紹介法制定以前は, 職業紹介事業は各府県の「職工募集取締規則」による監督にまかされていた。
- (8) 鈴木正之「北方教育社のころ」, 『教育』1969年10月号。
- (9) 清原道寿・山口富造「技術教育運動」, 『日本教育運動史』第3巻, 167~196ページ(1960年)。
- (10) 山田清人『教育科学運動史』136ページ(1968年)。

- (11) 森喜一『日本工業労働力論序説』95-96ページ(1944年)。
- (12) 1943年度「国民学校修了者職業紹介要領による。
- (13) このことは、労働動員がはじめられた当初から指摘されていた。鈴木舜一「生産力拡充と教育問題」、『教育』1939年4月号。
- (14) 『労働運動史料』第10巻、210ページ(1959年)。なお、コーヘンの掲げている表(加藤氏の論稿では124ページ)は、実績でなく「計画」を示しているものと考えられる。この「計画」によれば、学卒者は、動員総数239万6千人のうち92万6千人(38.6%)を占めることになっていた。
- (15) 増田幸一、前掲書、306ページ。
- (16) こういう指導は、例外的には行なわれていた。たとえば、豊川二十年会『胸に穴があいた—女子挺身隊員の記録』、223ページ(1969年)。
- (17) 広崎真八郎『日本の労働管理』、529ページ(1941年)。
- (18) 永田利雄・田沼肇「労働問題研究と〈社史〉の利用(2)」、『法政大学大原社会問題研究所資料室報』第73号
- (19) 拙稿「新しい職業訓練法」、『月刊・社会教育』1969年10月号、86ページ。
- (20) 拙稿「神岡鉦山における俘虜労働」、『三井金属・修史論叢』第2号(1968年)
- (21) 才神時雄『松山収容所—捕虜と日本人』(1969年)

研 究 会 誌

(I) 研究会

- (1) 1968年10月26日(土) 第12回研究会
(報告) 隅野隆徳「基本的人権研究の諸問題—集団示威運動の自由に関連して—」
- (2) 1968年12月20日(土) 第13回研究会
(報告) 佐々木享「製糸技術の近代化について」
- (3) 1969年3月11日(火) 第14回研究会
(報告) 長 幸男「自由民権運動と実業運動」
加藤幸三郎「郡是製糸における成行約定と二港主義」
- (4) 1969年4月11日(金) 第15回研究会
(テーマ) 地方自治の近代化について—大島太郎『日本地方行財政史序説』(未来社)
の合評—